

別表

項目	基準の内容
1 集団活動に従事する者の数	集団活動に従事する者の数は、満3歳以上満4歳未満の幼児概ね20人につき1人以上、満4歳以上の幼児概ね30人につき1人以上とする。ただし、常時2人を下回ってはならない。
2 集団活動に従事する者の資格	集団活動に従事する者の概ね3分の1（集団活動に従事する者が2人の施設等にあっては、1人）は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に基づく幼稚園教諭の普通免許状を有する者、保育士、看護師（准看護師を含む。）又は都道府県知事が行う保育に従事する者に関する研修（都道府県知事がこれと同等以上のものと認める区市町村長その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（1日の利用幼児の数が5人以下の施設等に限る。）とする。
3 保育の必要性のある子どもの割合	法第30条の2に規定する子育てのための施設等利用給付を受けている満3歳以上で、かつ、小学校就学前の幼児の数が、施設等を利用する満3歳以上で、かつ、小学校就学前の幼児の数の概ね半数を超えてはならない。
4 設備（有する場合）	<p>(1) 集団活動を行う部屋（以下「集団活動室」という。）のほか、調理室（給食を提供する場合に限る。自らの施設等で調理を行わない場合は、必要な調理及び保存機能を有する設備をいう。）及び便所（手洗設備を含む。）があること。</p> <p>(2) 集団活動室の面積は、概ね幼児1人当たり1.65㎡以上であること。</p> <p>(3) 必要な遊具、用具等を備えること。</p>
5 非常災害に対する措置	<p>〔建物がある場合〕</p> <p>(1) 消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。</p> <p>(2) 非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。</p> <p>(3) 集団活動室を2階に設置する場合は建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物、3階以上に設置する場合は耐火建築物であること。</p> <p>〔建物がない場合〕</p> <p>活動の実態に応じて、一時的に退避可能なスペースの確保等必要な対策をとること。</p>

6 集団活動 内容	(1) 幼児一人一人の心身の発育及び発達の状況を把握し、活動内容を工夫すること。 (2) 各施設等の活動方針に基づいた計画を策定し、実施していること。
7 給食（提供する場合）	幼児の年齢、発達、健康状態（アレルギー疾患等を含む。）等に配慮した食事内容とし、予め作成した献立に従って調理すること。
8 健康管理・安全確保	幼児の健康観察等を通じて日々の幼児の健康を管理するとともに、幼児の安全に配慮した活動を行うため必要な健康管理や安全管理を行うこと。
9 利用者への情報提供	活動の内容について、利用者に対し書面の交付等を通じて、説明及び情報提供を行うこと。
10 帳簿の整備	職員及び利用幼児の状況を明らかにする帳簿等を整備しておくこと。
11 会計処理	(1) 財政及び経営の状況について、真実な内容を表示すること。 (2) 全ての取引について、正確な会計帳簿を作成すること。 (3) 財政及び経営の状況を正確に判断することができるように必要な会計事実を明瞭に表示すること。 (4) 採用する会計処理の原則及び手続並びに計算書類の表示方法は、毎会計年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。